



22消第818号  
平成22年 9月21日

愛媛県高圧ガス保安協会長 様

愛媛県県民環境部防災局  
消防防災安全課長



容器に充てんする高圧ガスの種類等の変更手続に関する注意喚起  
について

このことについて、経済産業省原子力安全・保安院企画調整課長及び保安課長から別添（写）のとおり通知がありましたので、貴協会会員への指導をお願いいたします。



担当

愛媛県県民環境部防災局

消防防災安全課 保安係 二神

TEL : 089-912-2320

経済産業省

22原企課第86号  
平成22年9月7日

愛媛県高圧ガス保安担当課長 殿

経済産業省原子力安全・保安院企画調整課長



経済産業省原子力安全・保安院保安課長

容器に充てんする高圧ガスの種類等の変更手続に関する注意喚起について（通知）

上記の件について、原子力安全・保安院は、別添（NISA-251c-10-8）のとおり容器の所有者に対して周知することとしました。

つきましては、貴管内の関係者に対し、別添の内容を周知徹底し、保安の確保に努められますようお願いいたします。



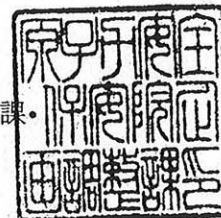
# 経済産業省

22原企課第86号

平成22年9月7日

容器に充てんする高圧ガスの種類等の変更手続に関する注意喚起について

経済産業省原子力安全・保安院企画調整課



経済産業省原子力安全・保安院保安課

NISA-251c-10-8

平成22年5月に三重県及び同年6月に愛知県による高圧ガス容器の所有者に対する立入検査の結果、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）第54条第1項の規定に基づかず容器に充てんする高圧ガスの種類を変更している容器があったことが判明しました（別紙参照）。

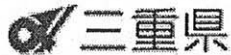
高圧法第54条第1項の規定に基づき、容器の所有者は、その容器に充てんしようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするときは、刻印等をすべきことを経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関に申請することとなっています。

このため、原子力安全・保安院は、保安の確保の観点から、容器の所有者に対し、容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更をしようとするときは下記事項を遵守するよう周知します。

## 記

容器の所有者は、高圧法第54条第1項及び容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第9条の規定に基づき、その容器に充てんしようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするときは、内容積500リットル以下の容器にあっては都道府県知事、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関に、内容積500リットルを超える容器にあっては産業保安監督部長、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関に刻印等をすべきことを申請し、刻印等を受けること。



[サイトマップ](#)[サイト内検索](#) [トップページ](#) > [お知らせ情報](#)

平成22年7月21日

## 高圧ガス容器に充てんする高圧ガスの種類変更にかかる法令違反について

平成22年5月26日に名古屋酸素株式会社三重工場に立入検査を実施したところ、高圧ガス容器にガスの種類変更の刻印を行う際の申請手続きがなされておらず、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第54条第1項の違反を確認しました。

三重県は事業者に対し厳重注意を行うとともに、不適正な処置を行った高圧ガス容器の回収を指示しました。

- 1 事業所  
名称 名古屋酸素株式会社三重工場  
所在地 松阪市市場庄町1169番地  
代表者 取締役社長 飯田哲郎
- 2 回収対象容器に充てんされているガス  
酸素、窒素、アルゴン、炭酸ガス等の主に工業用の高圧ガス
- 3 回収対象容器数  
1, 311本（平成15年度以前の一部については、調査中）
- 4 今後の対応方針  
事業者による速やかな回収を指導します。

### （参考）

名古屋酸素株式会社小碓工場（愛知県名古屋市）においても同様の違反事実があり、愛知県が厳重注意しています。（愛知県と同時発表）

連絡先／防災危機管理部 消防・保安室	
担当者：内藤・松本	電話番号：059-224-2183
ファックス：059-224-3350	e-mail：shobo@pref.mie.jp


[戻る](#)

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

All Rights Reserved, Copyright(C)2005.Mie Prefecture



ホーム 愛知県政 記者発表資料 記者発表

 印刷用ページを開く

## 高圧ガス容器に充てんする高圧ガスの種類変更にかかる法令違反について

[2010年7月20日]

平成22年7月20日(火曜日)発表

平成22年6月1日名古屋酸素株式会社より愛知県に対し、小碓工場(名古屋市港区)において高圧ガス容器に充てんする高圧ガスの種類変更にかかる法令違反行為をしているとの申し出があり、6月2日に立入検査を行いました。

その結果、ガス容器に種類変更の刻印を行うときの申請手続きがなされておらず、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第54条第1項の違反を確認しました。

愛知県は事業者に対し厳重注意を行うとともに、不適正な処置を行った高圧ガス容器の回収を指示しました。

### 1 事業所

---

名称 名古屋酸素株式会社小碓工場

所在地 名古屋市港区小碓一丁目12番地

### 2 回収対象容器に充てんされているガス

---

酸素、窒素、アルゴン、炭酸ガス等の主に工業用の高圧ガス

### 回収対象容器数

---

580本



## 今後の対応方針

---

事業者による速やかな回収を指導するとともに、立入検査により他の事業者の高圧ガスの種類変更の手続きについて確認します。

(参 考)名古屋酸素株式会社三重工場(三重県松阪市)においても同様の違反事実があり、三重県が嚴重注意しております。

### お問い合わせ

---

愛知県 防災局 消防保安課  
産業保安室高圧ガス保安グループ  
担当:山岸・落合  
電話:052-954-6198  
内線:2550、2553

[ページの先頭へ戻る](#)

---

[県機関の連絡先](#)

[個人情報の取扱い](#)

[Webページ作成方針](#)

[リンク方針](#)

[ネットあいちについて](#)

---

**愛知県**

Copyright © 2007-2010, Aichi Prefecture. All rights reserved.